「認可外」だけど「何でもあり」じゃない!

●子どもたちの健全な成長や安心安全な保育環境を実現するためにも、子どもの預かりを行う者の責務として『認可外保育施設指導監督基準』を守っていただくことが必要です!

●認可外保育施設の中には、営利を優先するあまり、人員配置等の環境面への配慮が十分に行き届かず、死亡事故が発生した事例があります。

●また、ただちに事故に繋がらない場合でも、基準を満たさない状態で保育を続けることで、子どもたちの心身の発達に悪影響を及ぼす場合があります。

●都道府県等は、認可外保育施設が子どもたちを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、立入調査等により指導監督を行っています。改善勧告が改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令または施設閉鎖命令」を行います。

認可外保育施設指導監督基準とは?

わかりやすく解説した動画があります!

認可外保育施設が守るべき8項目

認可外保育施設の運営者の方、勤務する職員の方が守るべき基準を分かりやすく解説した動画です。なかなか基準について学ぶ時間が取れず、内容を把握することが難しいと感じられている方などは、映像とともに理解を深められます。

動画はこちら➡

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

企画・制作:株式会社小学館集英社プロダクション

認可外保育施設の運営者の方
認可外保育施設で働かれている方へ

まずはここをおさえましょう!

認可外保育施設の運営のポイント

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

認可外保育施設での事故

認可外保育施設では、以下のような要因から痛ましい事故が発生しており、死亡事故は16年間で合計**140件**※にのぼります。

- ●園長からの**虐待**
- ●食事中の**窒息**

こうした事故の多くは、指導監督基準が守られていない施設で起きており、事故をなくしていくためにも、指導監督基準をすべての施設において守っていただくことが重要です。

なお、事故を起こした場合、多額の損害賠償が発生するケースもあります。

実際に、平成27年に起きた認可外保育施設での1歳児の死亡事故では、**5,700万円以上の損害賠償請求が認められました**。

※「教育・保育施設等における事故報告集計」より、平成16年～令和元年の件数

基準を満たさないと…

☑ 施設の閉鎖を求められることも…

都道府県等の指導監督により、施設に対する「改善指導」・「改善勧告」、施設名などの「公表」の措置を通じて改善を図り、改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令または施設閉鎖命令」を行います。

☑ 保育料無償化の**対象外**となります…

認可外保育施設は、子ども子育て支援法の施行（令和元年10月）により、保育料無償化の対象とされています。

令和6年10月以降は、**指導監督基準を満たさない施設**については、**保育料無償化の対象ではなくなります**ので、ご注意ください。

基準を満たすことによるメリット

☑ 保育料無償化の**対象**となります!

☑ 税制上の優遇措置があります!

指導監督基準を満たす施設の利用料に係る消費税は非課税になります。

☑ その他、各自治体において、基準を満たす施設に対する支援がある場合があります!

認可外保育施設を開設するときのルール

保育を目的とする施設※（小規模の施設やベビーシッターを含む）を開設した場合は、**開設後1ヶ月以内に届出が必要**です!

※教育目的である施設であっても、乳幼児が保育されている実態があれば届出を行う必要があるため、届出の必要性については、都道府県等へお問い合わせください。

届出をしていない、又は虚偽の届出を行っている施設の設置者は、**50万円以下の過料に処されます**。
（http://www.acsa.jp/htm/license/）

働く職員の資格についてのルールも守ってください!

認可外保育施設で働く職員には、一定の資格が必要です。特に、ベビーシッターとして働く場合は、保育士又は看護師（准看護師を含む）資格を有していない場合、都道府県等が実施する研修を受ける必要があります。研修の受講を希望する方は、各都道府県等におたずねください。

見落としがちな基準も忘れずに…

このほか、見落とされがちな基準の項目についてまとめたチェックリストもあります。

チェックリストはこちら →

※「10 認可外保育施設関係」の項目に掲載されています。